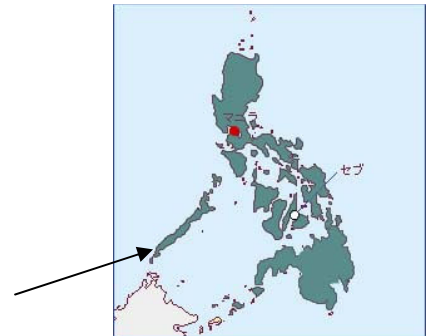


フィリピン・リオツバ・ニッケル製錬事業 Coral Bay Nickel Project (CBNP)

1. プロジェクトの概要

目的： HPAL法（High Pressure Acid Leach：高圧酸浸出法）によるニッケル製錬の中間品（ニッケル・コバルト混合硫化物）の生産および住友金属鉱山ニッケル工場（愛媛県新居浜市）への輸出（20年）

- ニッケル製錬所の建設・操業
- 硫化水素の生産施設
- 石灰石の採石
- 水供給および排水システムの設置
- 鉱尾ダム2つの建設
- 発電所（9.9MW：石炭火力）の建設
- 港湾設備（380m）



事業費： 約1.8億米ドル

事業実施者： コーラル・ベイ・ニッケル株式会社
(Coral Bay Nickel Corporation: CBNC)
株主： 住友金属鉱山 54%
三井物産 18%
双日 18%
リオツバ・ニッケル鉱山 10%

融資・付保機関： 国際協力銀行（JBIC）が融資。
日本貿易保険（NEXI）が付保を決定。

サイト位置： フィリピン パラワン州バタラサ町リオツバ

被影響住民の数： 事業者はバタラサ町の11村を影響を受けるコミュニティー（サイトから半径10km）と認定
直接影響（1村） リオツバ
間接影響（10村） タラタック、スンピリン、サパ、オカヤン、イワヒッグ、イガン・イガン、サロン、サンドバル、克蘭ダノム、タルサン

2. 経緯

2001年7月16日	リオツバ・ニッケル製錬所の建設を決定
2002年7月1日	コーラル・ベイ・ニッケル株式の設立
2002年7月10日	フィリピン環境天然資源省 環境適合証明書（ECC）発行
2002年10月21日	国際協力銀行 融資を決定
2002年11月	日本貿易保険 付保を決定
2003年12月	先住民族を代表してTribal Chieftainsが覚書に署名
2004年9月	試験運転の開始
2005年4月13日	商業運転の開始
2006年3月	住友金属鉱山 製錬所の拡張（第2工場の建設）を発表

3. 社会環境影響と地域住民・NGOの懸念

●様々な環境影響・健康被害の報告

- 石炭の杜撰な貯蔵法
ストックヤードに近い集落において、子供や年配者に咳の症状が増加するなど、肺への健康被害の可能性も懸念されている。ストックヤードの移転の話が事業者からなされていたが、未措置のまま（2006年1月時点）。
- 道路の粉塵
埠頭から工場までの主要路であるMacadam roadはコンクリート化されたが、依然として粉塵がひどい。Macadam road以外の道路（石灰石の採石場から工場までの道路等）も粉塵がひどい。より高い頻度での散水が必要。
- 皮膚病の増加
2005年5月頃から、海沿いの集落において、皮膚病の子供のケースが以前より増加したとの報告がなされている。衛生上の問題からくる水質汚染と言われているが、集落の年配者らは、この集落でこうした一種、突発的な皮膚病の増加は初めてと言っている。
- 工場周辺の異臭
2005年8月頃から風向きにより、硫黄系の異臭がするようになり、住民に咳などの症状が多くなったとの報告がなされている。

*Multi-sectorsで構成されるMulti-pertite Monitoring Team (MMT)が定期的な環境モニタリングを行っているが、こうした健康被害等の報告については、同事業との因果関係はないと言われている。特にリオツバ・ニッケル鉱山社の過去の鉱山活動におけるパフォーマンスの悪さから、地域住民・環境NGOの事業者への不信任は根強く、適切な形で開かれた独立調査が必要（双方が納得いくよう、調査の方法論を含めた議論が必要）。

●先住民族Pala'wanへの環境・社会・経済・文化的影響

- ・ 先住民族Pala'wanのFree and Prior Informed Consent (FPIC) の欠如
 - 環境影響報告書 (EIS、2002年) に添付された地域社会の事業合意書の偽造出席表への署名を合意書に流用されたとの証言がなされている
 - 先住民族Pala'wanの伝統的な意思決定システムを無視
先住民族Pala'wanにおける伝統的な民族長であるPanglimaではなく、フィリピン先住民族委員会 (NCIP) が2003年になって任命したTribal Chieftainが建設開始後である2003年12月に覚書に署名し、2004年1月1日から2008年12月31日までの5年間、FPICを確保していることになっている。
- ・ 先住民族Pala'wanが神聖な場所と考えていた場所（バタラサ町イワヒッグ村ゴトック集落の丘）での、石灰石の採石による先住民族の生活・文化への影響（採石場13ヘクタール）
 - 先住民族Pala'wanの30家族以上がその神聖な場所で、彼らの生活手段、水、薬草などを享受してきた。また、その場所で、毎月1度、祈禱の儀式を行っており、病人などが出たときにもそこで儀式を行ってきた。
- ・ バタラサ町イワヒッグ村において1996年に発行された農場特許権7件の取り消しを求める先住民族Pala'wanからの要請書（67名署名）（2004年9月10日）
 - 公共用地法に違反
当該地は農地ではなく、森林用地であり、農場特許権の発行は違反である。申請者は特許権発行後6ヶ月以内に土地の耕作を始め、少なくとも5分の1の土地を1年から5年間、耕作しなくてはならないが、申請者はその土地の住人ではなく、また、耕作もしていない状態。
 - 当該地は先住民族Pala'wanの先祖代々の領域の一部
先住民族権利法に基づく先住民族の領域権利証明書 (CADT) を申請中（2002年9月10日付）。

(補足) Free and Prior Informed Consent (FPIC) とは？

「情報を提供された上での自由な、事前の同意」

特に、開発事業が先住民に影響を及ぼす場合に、国際的なスタンダードとして認識されている。

- The Committee on the Elimination of Racial Discrimination

“Observing that indigenous peoples have and continue to suffer from discrimination,” and “in particular that they have lost their land and resources to colonists, commercial companies and State enterprises,” states-parties shall be called upon to “ensure that members of indigenous peoples have equal rights in respect of effective participation in public life, and that no decisions directly relating to their rights and interests are taken without their informed consent.”

- The UN Committee on Economic, Social and Cultural Rights(2001)

“with regret that the traditional lands of indigenous peoples have been reduced or occupied, without their consent, by timber, mining and oil companies, at the expense of the exercise of their culture and the equilibrium of the ecosystem.” It then recommended that the state “ensure the participation of indigenous peoples in decisions affecting their lives. The Committee particularly urges the State party to consult and seek the consent of the indigenous peoples concerned”

その他、先住民のFPICの権利を認めている国際機関等

- UN Sub-Commission on Promotion and Protection of Human Rights
- UN Permanent Forum on Indigenous Issues
- UN Working Group on Indigenous Populations
- UN Development Programme
- UN Centre for Transnational Corporations
- Convention on Biological Diversity
- Convention to Combat Desertification, particularly in Africa
- Inter-American Commission on Human Rights
- Inter-American Development Bank
- Andean Community
- European Council of Ministers
- European Commission
- Organization of African Unity

フィリピン先住民権利法におけるFPICの定義 (Section 3 (g) of RA No. 8371)

“the consensus of all members of the ICC/IPs to be determined in accordance with their respective customary laws and practices, free from any external manipulation, interference and coercion, and obtained after fully disclosing the intent and scope of the activity, in a language and process understandable to the community”